

環境活動レポート

平成 23 年 12 月～平成 24 年 11 月



株式会社弥生石油店

作成日:平成 25 年 1 月 23 日

組織の概要

1. 会社名 株式会社弥生石油店
2. 代表者名 代表取締役社長 中川 貴之
3. 事業所名 株式会社弥生石油店

本社所在地 大阪市北区西天満 2-8-1 大江ビル内
弥生ひらかたSS 所在地 枚方市西禁野 2-4-10

4. 環境管理責任者 川原 奈美子
連絡先 TEL:06-6364-3456
FAX:06-6364-7467
5. 事業内容 石油製品卸売業・小売業、毒物劇物一般販売業・バッテリーの卸売業
古物商、自賠責保険、ガソリンカードの発券
6. 事業規模

()内数値は本社

活動規模	単位	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
売上高	百万円	1,037	1,056	—
従業員	人	16(8)	15(8)	15(8)
床面積 本社	m ²	61.84	61.84	61.84
弥生ひらかたSS	m ²	454.52	454.52	454.52

7. 設立 昭和9年4月

1. 環境方針

環境方針

<基本理念>

株式会社弥生石油店は「環境に配慮しない自己中心的な企業活動に繁栄はない」との認識に立ち、石油製品販売を中心とした企業活動を行うに於いて地球環境の保全に努め、持続可能な発展を目指します。

<環境方針>

1. 次の事項についての環境目標・活動計画を定め、継続的な改善に努めます。

- ①二酸化炭素排出量の削減(地球温暖化防止)
 - ・電力・自動車燃料の使用の削減
- ②廃棄物の削減及び再資源化の推進(継続的環境改善)
 - ・紙の使用量の削減
 - ・産業廃棄物の削減
- ③排水量の削減(水資源の保全)
 - ・一般水道水の削減
- ④社会貢献
 - ・環境に配慮した商品の販売促進

2. 化学物質取扱量の把握

3. グリーン購入の推進

4. 環境関連法規や当社が約束したことを遵守します。

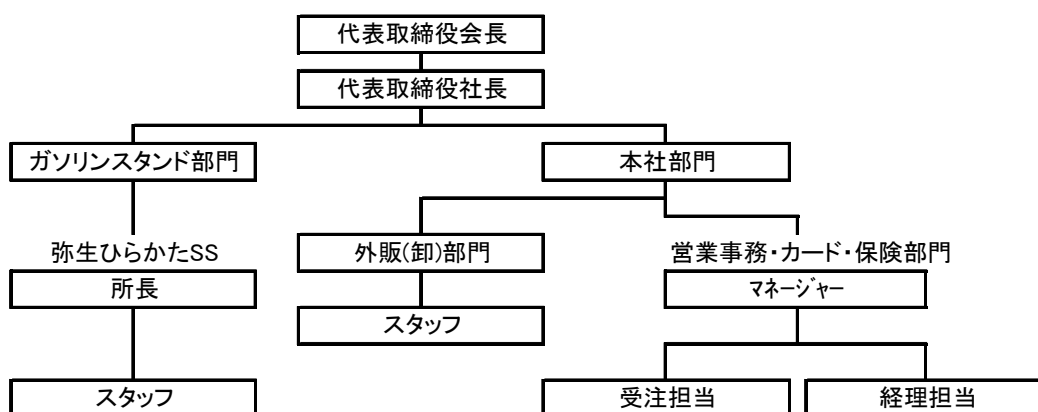
5. 環境への取組みを環境活動レポートとしてとりまとめ公表します。

6. 環境意識を高めるため、教育の充実にも力を入れます。

平成 20 年 12 月 5 日制定
平成 21 年 1 月 5 日改定
平成 22 年 1 月 5 日改定
平成 22 年 6 月 10 日改定
平成 22 年 12 月 1 日改定
平成 23 年 2 月 7 日改定

株式会社弥生石油店
代表取締役社長 中川 貴之

2. 実施体系と組織図



組織図

平成 25 年 1 月現在

本社	ひらかた SS	役割・責任・権限
代表取締役会長 川原静恵		<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の策定 ・EA21 の実行に必要な資源(人・設備・費用)を用意 ・環境管理責任者の見直し ・EA21 の全体的な取組状況を評価し、見直し、必要な指示を行う
代表取締役社長 中川貴之		
代表取締役社長 中川	梶原	<ul style="list-style-type: none"> ・EA21 の実行に必要な資源(人・設備・費用)を用意 ・環境方針を全員へ周知 ・環境法規の見直し
環境管理責任者 川原		<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムを構築・維持 ・環境経営システムの構築・運用状態を社長に報告 ・環境活動レポートを取りまとめる ・環境管理ミーティングを開催する ・環境法規の取りまとめ
末吉	木原	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷に対する必要なデータを集計し、全従業員削減を啓蒙する (電気メーター・ガソリン・紙使用量・廃棄物の集計) ・省エネ等の商品の販売量の管理 ・昼間の不必要な照明等の停止・業務終了時の主電源 OFF の管理 ・エアコンのフィルターの定期的な清掃 ・冷蔵庫内の冷凍庫の霜とり
全従業員		<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の理解と環境への取組の重要性を自覚 ・決められた事を守り、自主的・積極的に環境活動への参加

3. 環境目標と実績及び評価

(1) 目標の達成状況

当社は、平成 21 年 1 月より EA21 を構築し、環境活動に取り組んできた。また、平成22年度から「ひらかたSS」を活動範囲に組み込んで活動を開始した。

過去 3 年間における本社・ひらかた SS(以下 枚方)の環境負荷実績及び 25 年度以降目標と、運用期間平成 24 年度(平成 23 年 12 月～平成 24 年 11 月)の目標と実績は以下の通り。

目標項目	単位	事業所	平成 21 年 実績	平成 22 年 実績	平成 23 年 実績	平成 24 年 計画(目標)	平成 24 年 実績
1-1 電灯・電力の削減※1	kwh	全体	30,258	30,492	30,461	26,516	25,537
		本社	3,909	4,810	4,800	4,704	4,703
		枚方	26,349	25,682	25,661	21,812	20,834
1-2 ガソリンの削減	L	全体	4,789	4,413	4,619	5,660	5,383
		本社	4,202	4,185	4,392	5,435	5,282
		枚方	587	228	227	225	101
1 二酸化炭素排出量削減	kg-CO2	全体	22,251	21,406	21,873	24,161	21,843
		本社	11,187	11,477	11,953	14,340	13,983
		枚方	11,064	9,929	9,920	9,822	7,859
2 廃棄物排出量の削減	Kg	全体	7,241.96	4,607.44	3,280.5	3,2472.7	2,811.7
		本社	100.46	146	110.4	109.3	108.9
		枚方	7,142	4,461	3,170	3,138	2,703
3 環境配型商品の販売	L	全体	1,780	2,445	15,999	16,800	6,766
		本社	1,654	2,060	14,840	15,600	5,418
		枚方	126	385	1,159	1,200	1,348
4 水使用量の削減 ※	m ³	全体 枚方	1,355	747	716	709	571

※水使用量について、本社はテナントビル一室を借用のため、水資源の投入量と総排出量を把握することが出来ないが、水道使用時は節水を心掛けている。

※1 : 電灯・電力の二酸化炭素排出係数は、0.366を使用

二酸化炭素排出量(電灯・電力消費量)

当社における二酸化炭素排出量(省エネルギー)で主なものは、本社事務所内・SS 内のエネルギー消費(電灯・電力消費量)とガソリンによるエネルギー消費の 2 点である。

(a) 本社

本年度の 12 月から 5 月にかけて目標未達結果となった。これは 23 年度の電力値が計器の故障により小さくカウントされていたためである。(このことが判明したのは 23 年 10 月であるが目標には反映させなかった)本年度の 5 月までの実績が上回ったことと、震災による原発の再稼働が難しい状況等を考慮し、307 号室のエアコンを省エネ家電へ買い替えを行った。

エアコン使用時には室内温度・稼働時間を今まで同様記入し、節電効果を高めるためにエアコン内のフィルター清掃も定期的に行った。

クールビズ・ウォームビズ運動の推進のチラシの掲載、昼休み中の消灯の実施、断熱性を向上させるために、エアーマットを窓に貼り付けて温かい部屋の空気を逃がさないようにするなど工夫を凝らして節電に取り組んでいる。

省エネ家電による電力の削減と、朝礼等での啓蒙活動・個々での節電への意識が高まり、電灯・電力の消費を業務に支障が出ない範囲で削減でき、前年度対比2%削減目標を達成する事が出来た。また、経産省及び電力会社から節電要請に基づく蛍光灯の間引きも、引き続き実践している。

(b) ひらかた SS

通年トータルで温室効果ガス削減目標を達成することができた。朝礼等での啓蒙活動を実施することによって、得られた成果であると考えられる。今後も目標を達成できるように啓蒙活動をこれまで以上に重視していく。

平成23年11月に設置した太陽光発電システムは経産省及び電力会社からの節電要請に対応し、省エネ・環境改善を支援する総合エネルギー企業としての役割を果たしている。

太陽光発電システムの導入効果 (3.68KW)
1年間で **3,541 kwh** 発電 その内 **674 kwh** を売電
SS 内の電力による **CO₂排出量を 13%削減**



二酸化炭素排出量(ガソリン消費量)

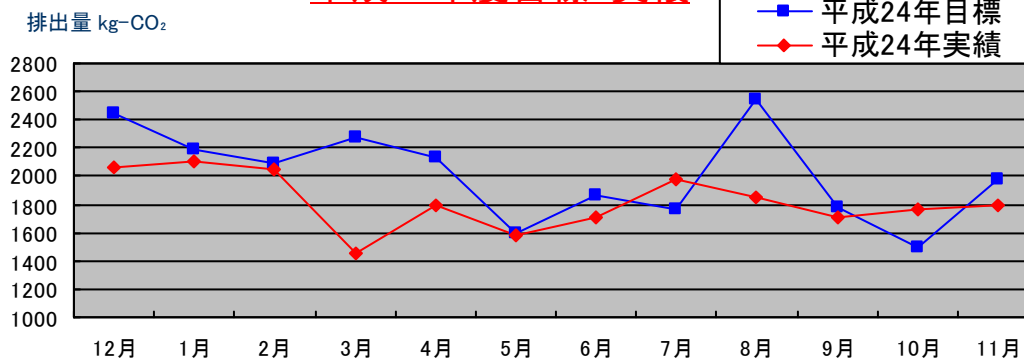
(a) 本社

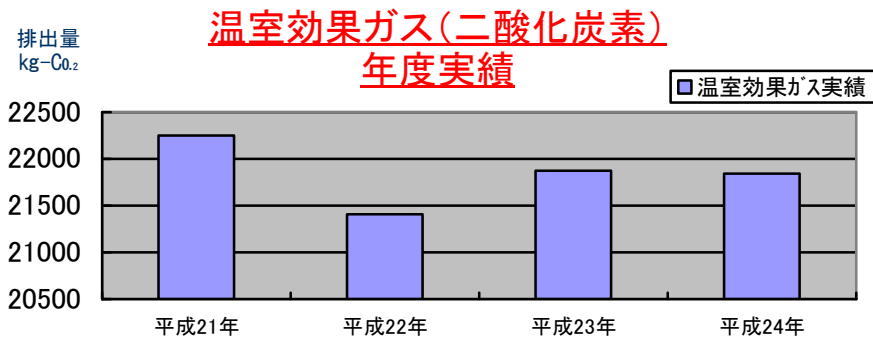
新規顧客の獲得のために、目標数値を達成できなかった時期があるものの、年間を通じて目標を達成できた。お客様のところに伺う前に、事前に地図などで目的地を確認し、出来るだけ公共交通機関を利用したことの証明となっている。

(b) ひらかた SS

年間を通じて、削減目標を達成できたものの、今後も、エコドライブ・公共交通機関利用の啓蒙活動を行い、これまで以上に削減出来るよう努力していく。

温室効果ガス(二酸化炭素排出量)の削減
平成24年度目標・実績





ウ. 廃棄物排出量

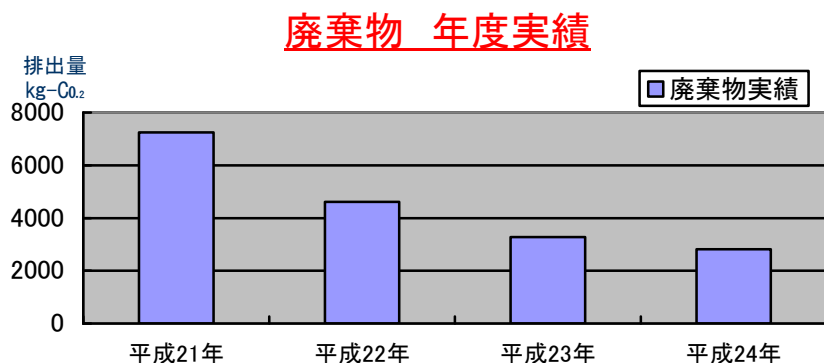
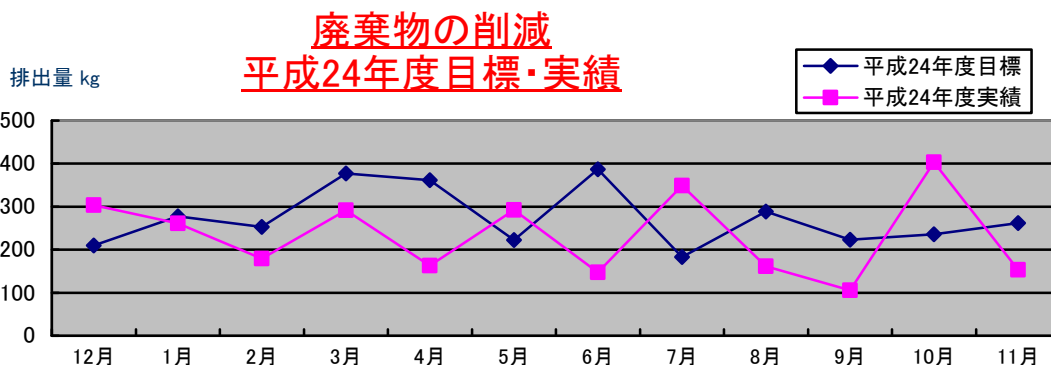
(a) 本社

ガソリンカードの価格改定の手紙を資源エネルギー庁が公表しているガソリン価格を参考にし、簡略化することで、顧客へのご案内などの送付がなくなり、紙の使用量の削減ができた。社内文書については、ミスコピーの防止・裏紙使用・事務所内の LAN ケーブル、USB等を使ってのデータのやり取り、書類の電子化を徹底して行ったことにより、通年目標を達成することができた。

(b) ひらかた SS

一般廃棄物にはお客様からのゴミも含まれており、削減は難しいと考えていたが、分別をきちんと行うことで大幅に削減できた。

産業廃棄物については、廃油を含めて徹底した分別回収を行った。ほぼ計画どおりの削減が実現できた。今後も業務に支障をきたさない範囲で、しっかり削減していくよう努める。



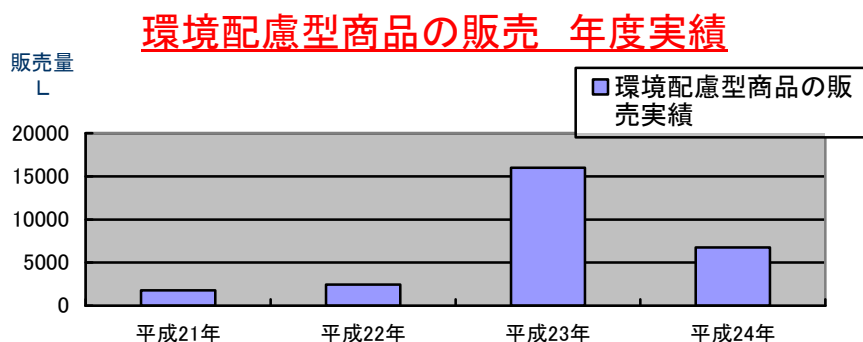
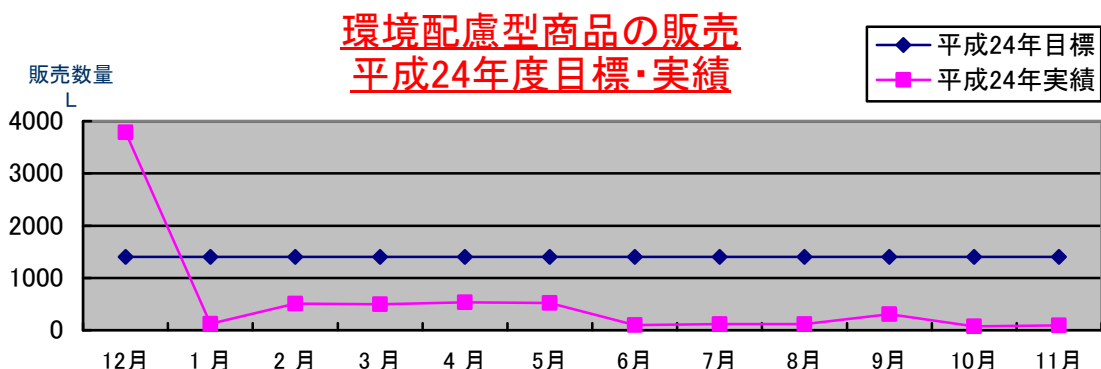
エ. 環境配慮型商品の販売

(a) 本社

平成 23 年度に獲得した環境配慮型潤滑油の大口先を失ったため、前年対比および目標対比ともに大きくショートした。こうした反省から小口の件数の積み上げを努力するとともに、更油時など油種変更の提案を行う際には、環境配慮型潤滑油を推奨することに力を入れていきたい。

(b) ひらかたSS

既存のオイルから環境型オイルへの切り替えの提案をいつも行ってきた結果、売り上げを前年よりも伸ばすことができた。今後もオイル交換時には必ず環境配慮型オイルを提案していくよう心掛ける。



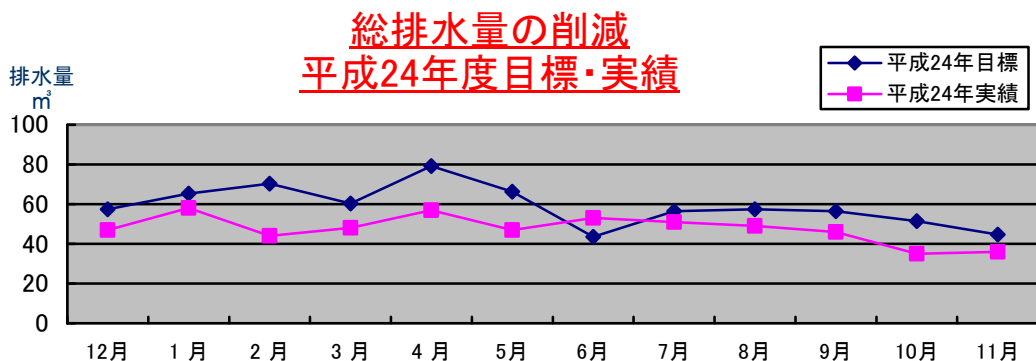
オ. 水使用量の削減

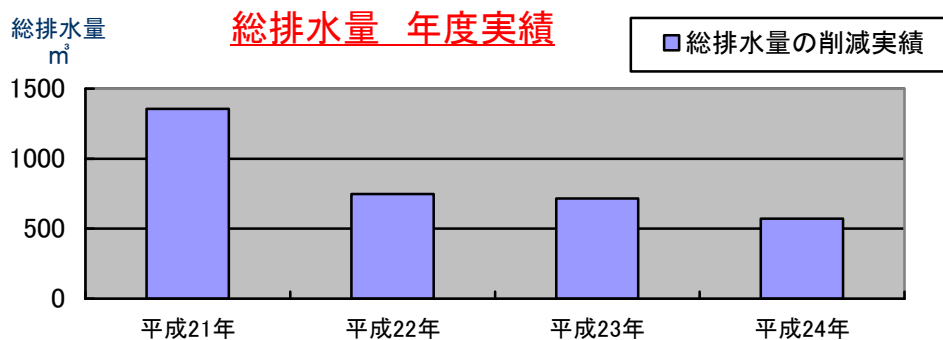
(a) 本社

本社では、テナントビル一室を借用のため、水資源の投入量と総排出量を把握することが、出来ないが水道使用時は節水を心掛けている。また、307号室の「節水」のチラシも新しいデザインにしたこと、入口に近いところに貼りつけたことで、社内全体の意識も更に高まってきている。

(b) ひらかたSS

サービスルームのお客様が使用されるトイレは節水可能な最新型に改築した。その他は、これまでと同様に洗車・タオルの洗濯等、業務以外の水の使用は、節水コマの設置、女性トイレに擬音装置を取り付けるなどして節水に取り組んでいる。啓蒙活動としてお客様向けには、トイレ、洗面所に、従業員向けには2階炊事場に「節水」のチラシを掲載している。これからも環境意識を持続させるために、教育(毎日の朝礼やミーティングなど)の充実にも力を入れ、今後も全従業員の環境意識が向上していくように、それぞれが工夫を凝らしながら、環境負荷の軽減に取り組み、責任をもって各々の役割を果たしていきたい。





カ. 化学物質取扱量の把握

化学物質取扱量について、管理に注意を払い、把握することができた。

キ. グリーン購入の推進

対象商品であるリサイクルペーパー等を積極的に購入し、購入量の把握に努めた。

(2) 今年度以降の目標

目標項目		単位	事業所	平成 25 年目標	平成 26 年目標	平成 27 年目標
1-1	電灯・電力の削減	kwh	全体	25,282	25,029	24,779
			本社	4,656	4,609	4,563
			枚方	20,626	20,419	20,215
1-2	ガソリンの削減	L	全体	5,328.7	5,275.4	5,222.6
			本社	5,228.8	5,176.5	5,124.7
			枚方	99.9	98.9	97.9
1	二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂	全体	21,624	21,408	21,194
			本社	13,844	13,705	13,568
			枚方	7,780	7,703	7,626
2	廃棄物排出量の削減	Kg	全体	2,783.6	2,755.8	2,728.2
			本社	107.8	106.7	105.6
			枚方	2,675.8	2,649.0	2,622.5
3	環境配慮型商品の販売	L	全体	7,443	8,187	9,006
			本社	5,960	6,556	7,211
			枚方	1,483	1,631	1,795
4	水使用量の削減	m ³	全体(枚方)	565.3	559.6	554.0
5	化学物質取扱量の把握	Kg	全体	把握に努める。		
6	グリーン購入の推進	—	全体	グリーン購入対象商品の購入を促進する。		

今年度は1, 2及び4の項目については前年度対比1%の削減及び3の項目については前年度対比10%増の目標としたが、次年度以降は基準年度を設定し、管理する方法に変更したいと考えている。

環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

平成 24 度 取組内容		○△×
良く出来ていた ○ ぼちぼち出来ていた △ もっとがんばる ×		
二酸化炭素排出量の削減		○
ア.電力使用の削減	目標値達成	○
	冷暖房の温度設定(エアコン使用時の室温) 6～9月 28℃程度 12～3月 20℃程度	○
	パソコン・OA機器を省エネモードに設定	○
	エアコン内のフィルター清掃	○
	冷蔵庫の霜取り	○
	不必要な照明・電気機器等は停止(毎昼休憩時)	○
	業務終了後の主電源は必ず切る(FAX 以外)	○
	クールビズ・ウォームビズ運動の推進	○
	太陽光発電による電力使用量の削減	○
	イ.ガソリン使用の削減	目標値達成
ハイブリッド車などの購入、置き換え		○
アイドリングストップ・急発進・急停車の禁止		○
車内の冷暖房の控えめ使用		△
公共交通機関利用の促進		○
廃棄物の削減及び再資源化の推進 3R(リデュース、リユース、リサイクル)活動促進		○
ア.一般廃棄物の削減	前年度対比1%の削減	○
	ミスコピーの防止	△
	裏紙再利用の徹底	○
	社内書類の電子化	△
	社内(本社-SS間)連絡メール利用促進	○
	ガソリンカードの顧客への価格の設定方法を簡略化し、案内状等の郵送を極力控える。	○
	不要になった書類・封筒は出来る限り紙リサイクルに回す	○
	マイカップ、マイ箸運動の推進	○
	ハンドソープ等の詰め替え用品の購入	○
イ.産業廃棄物の削減	廃油の分別回収に努める。	○
	産業廃棄物の分別回収に努める ⇒オイルエレメントは分別、ガス缶は穴を開けて廃棄する。	○
水使用量の削減		○
	節水に努める(オフィス・セールスルーム内に文面を掲示)	○
	ビル内共同の洗面及びトイレの節水を心掛ける	○
	節水コマ、トイレの擬音装置の設置	○
化学物質取扱量の把握		
	化学物質取扱量の把握	○
	トルエン等は伝票処理を行い帳簿上で管理	○
	SSでのガソリン等は漏えい防止等取扱上の管理	○
グリーン購入の推進	エコマーク商品の積極的な購入 (リサイクルペーパー・詰め替え用文房具等)	△
	マット・埃取りはダスキンのリサイクル品を使用	○
	購入品はなるべくリサイクルしやすいものを選ぶ	△
	グリーン調達推進	△
社会貢献		△
環境配慮型商品の販売	前年度対比10%増の販売を目指す	×

	更油時の油種変更の提案	×
	オイル交換時の油種変更の提案	△
イ. 環境情報の提供	エコドライブに関するチラシの作成・掲示	○
	省エネ運転ポスターをスタンドに掲示	○
	環境配慮型商品のご案内、ご提案の実施	○

上記の取組内容とともに今年度は下記4項目を追加する。

- ・LED 照明の導入をひらかた SS で検討する。
- ・2014 年 4 月でサポート終了の WindowsXP からの移行にともなう PC 買い替えの際は省電力等の環境配慮モデルを検討する。
- ・社内での勉強会等にはプロジェクターを使用し無駄な印刷物を減らすよう努める。
- ・SS に設置している涼をとるミストのより有効的な設置場所を検討する。

5. 代表者による全体の評価と見直し

(1)環境方針：特に前年度からの変更は無い

(2)目標・環境活動計画の評価と指示事項

ア. 電灯・電力

業務に支障のない範囲で節電を行い、環境に対する意識を更に高めていく。

イ. ガソリンの消費量(二酸化炭素排出量)

新商品の販売など繁忙期のガソリン削減は出来なかったものの、近距離はなるべく公共交通機関を利用した成果もあり、年間を通じて削減目標を達成できた。

今後も業務に支障をきたさない範囲でガソリンの使用量を減らしていきたい。

ウ. 廃棄物の削減

一般廃棄物については、個々に配布していた資料等を配布するのではなく、全員が閲覧可能な場所に保管するか掲示することによって削減に努めた。

エ. 環境配慮型商品の販売

今後お客様には、環境にやさしい環境配慮型商品の提案を行い、販売拡大に努めていく。

(3)環境経営システムの各要素

ア. 環境管理責任者が中心となって勉強会の内容および改善事項が発生した場合の改善記録など議事録を残す。

イ. 環境負荷低減活動について、今後も計画の内容をそのまま続行し、徹底を図る。数値だけではなく、社員一人一人の環境意識を向上させていきたい。特に、電灯・電力については、節電の要請が経済産業省、電力会社等からあり、社会的な責務となっているため、今後も節電の啓蒙活動、創意工夫を行っていく。

6. 環境関連法規への違反、訴訟の有無

(1)環境関連法規等について訴訟等はなく、周辺地域及び関係機関からの指摘、苦情もなかった。

当社の事業活動に当たって、遵守しなければならない環境関連法規、条例及びその他の規制を受ける事項は以下の通りである。

環境関連法規の取りまとめ及び遵守状況のチェック表

(1) 本社

法規等の名称	適用対象	該当事項	遵守の確認	違反、訴訟 苦情等
毒物及び劇物取締法	・毒物劇物を販売する者	・登録 ・納品伝票保管 ・登録免許更新 (H21年9月)	確認	なし
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	・廃棄物の適正処理 ・専ら再生利用を目的の収集・運搬業者に委託	・廃棄物	確認	なし
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	・TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの破棄	・TV ・洗濯機 ・冷蔵庫 ・エアコン	確認	なし
使用済自動車の再資源化等に関する法律	・自動車の所有者の責務 ・自動車の廃棄・使用済・自動車の引渡義務	・自動車	確認	なし

(2) ひらかた SS

法規等の名称	適用対象	該当事項	遵守の確認	違反、訴訟 苦情等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	・廃棄物の適正処理 ・専ら再生利用を目的の収集・運搬業者に委託	・一般廃棄物 (クリーンズ) ・産業廃棄物 (喜楽鋳業、NSCシステム)	確認	なし
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	・TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの廃棄	・TV ・洗濯機 ・冷蔵庫 ・エアコン	確認	なし
使用済自動車の再資源化等に関する法律	・自動車の所有者の責務 ・自動車の廃棄・使用済・自動車の引渡義務	・自動車	確認	なし
消防法	・地下タンク漏洩検査 ・揮発油分析品質管理	・揮発油	確認	なし
土壌汚染対策法	・地下タンク漏洩検査	・安全点検ノート 記載事項の毎日点検・記録	確認	なし
水質汚濁防止法	・地下タンク及び油水分離槽の事故時の届出	・特定施設 ・地下タンク ・油水分離槽	確認	なし
下水道法	・洗車機及び生活排水の下水道への排出の届出	・特定施設	確認	なし
大阪府生活環境の保全に関する条例	・事業活動全般	・設備の届出 ・管理 ・蒸気返還設備	確認	なし

以上